

第4回労働協約交渉 その1**厚労省「ガイドライン」に従い、更衣時間は労働時間に****業務としての制服着用であり、更衣時間は準備時間である！****国労の主張**

◆「更衣時間」を、始業前5分、就業後5分設け、勤務したものとみなすこと。

会社の見解

○労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれていることをいい、更衣時間は会社の指揮命令下にはないため労働時間とは考えていない。

国労の主張

◆明示された始終業時刻は、みだりに変更しないこと。

会社の見解

○業務上、必要がある場合、変更を行う場合がある。勤務指定については就業規則に基づき、適切に行っている。

**その他の国労の主張**

◆特定された勤務の変更は行わないことを原則とし、勤務変更事由21項目は廃止すること。

◆訓練及び講習会に伴う移動時間は労働時間とすること。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久